

保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、被保険者一人にかかる**均等割**（応益割）と所得に応じてかかる**所得割**（応能割）が基本となります。

軽減措置

- 所得の低い方は、世帯の所得状況に応じて一定の計算に基づき保険料の**均等割**（応益割）部分の軽減措置があります。
- 被用者保険の被扶養者の方は、これまで保険料負担がなかったことから、**激変緩和措置**として、**保険料の軽減措置**があります。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度では、原則**年金からの天引きによる特別徴収**となります。

ただし、天引きできない方は、納付書や口座振替での普通徴収で市に保険料を納めていただきます。

特別徴収（年金が年額18万円以上の方）

年額18万円以上の年金受給者は年金からの天引きにより保険料を納めます。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、特別徴収されず、個別に納付(普通徴収)となります。

普通徴収（年金が年額18万円未満の方）

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替で保険料を納めることとなります。

医療費の給付

現行の老人保健制度と同様の給付が受けられます。

運営主体

三重県下の全市町が加入する「**三重県後期高齢者医療広域連合**」が運営します。広域連合を設立することで、事業規模を広域化し財政の安定化を図ります。

なお、被保険者の不便をさけるため書類の申請や届出の窓口業務、保険証等の引き渡しは市役所で行います。

広域連合の業務

- 保険料の決定
- 保険証の交付
- 医療費の給付 など

市町の業務

- 申請や届出の窓口業務
- 保険証等の引き渡し
- 保険料の徴収 など



☎北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334

めざましいなべ通!

いなべ
検定入門
15

なつかしの歳時記 12月（師走の街）

12月も後半になると、何かと気ぜわしく感じられる日々が続きます。この写真は昭和10年ごろの阿下喜の商店街での大売出しのときのもので、昭和始めの金融恐慌や世界恐慌の波を受け、国内の経済は大きな打撃を受けていたにもかかわらず、商店街は活気を満ち好況であったことをうかがうことができます。



昭和59年阿下喜小学校PTA
「目で見える学区の歴史」
【故 田中正三さんの遺品】

情報提供者：いなべ市の語り部
伊藤 忠さん 藤井 樹巳さん

☎員弁庁舎 広報秘書課 T 74-5820 F 74-5821

数に学べ! 15

— 統計にみるいなべ —

いなべ市の道路舗装率は、三重県で何位?

平成16年度の県平均は77.7%で、全国平均78.5%よりも若干低くなっています。

答えは6ページ下段です

☎員弁庁舎 広報秘書課
T 74-5820 F 74-5821